

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

第3回「古都保存行政の理念の全国展開」小委員会

日 時 平成18年1月26日（木）

12：59～15：13

場 所 KKRホテル金沢孔雀の間

（議 事 録）

○事務局 それでは時間が参りましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、また午前中、ご視察大変お疲れさまでございました。ただいまから「社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会 第3回古都保存行政の理念の全国展開小委員会」を開催させていただきたいと思っております。

私、事務局を務めさせていただきます国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課 緑地環境推進室の西川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って進めさせていただきます。

本日出席いただきました委員、臨時、専門委員は、11名中7名でございます。本委員会の議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

なお、I委員、H委員、G臨時委員、J臨時委員におかれましては、本日はご都合により欠席でございます。また、紹介させていただきますと、本日は都市地域整備局審議官の高梨が出席しております。

○高梨審議官 よろしくお願ひいたします。

○事務局 次に、資料の確認でございますが、お手元にクリップどめの資料がございます。1枚目を開いていただきたいと思います。2枚目のところに一覧表とともに資料1から5までの資料、それと7種類の参考資料をご用意させていただいております。そしてまた地元の石川県、金沢市よりパンフレット類等の関連資料もあわせてお手元にお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。過不足がございましたらお申し出いただきたいと思います。

それでは、早速審議に入らせていただきたいと思います。

なお、地元のマスコミの皆様が委員会の冒頭部分、委員長のあいさつまででございますが、カメラ撮りを行いたいということでございますので、ご承知願えればと思います。

これからの進行は、越澤委員長にお願いしたいと存じます。越澤委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長 では、よろしくお願ひいたします。

本日は、古都以外の先進地の事例といたしまして金沢市にお邪魔しておりまして、午前中から現地視察含めて大変ありがとうございました。大変勉強になりました。この場をかりて改めて皆様にお礼申し上げたいと思っております。

それから、金沢市から須野原助役様がお出席いただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○須野原助役 金沢市助役の須野原です。山出市長が東京に出張しておりますので、ご無礼ですがけれどもかわって一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

ことは、思いもかけぬ記録的な大雪になりまして、午前中、町並みをご覧いただいたと思いませんけれども、まだ冬型の天気が続いておりまして、除雪した雪もまちのあちこちに残っているわけですが、そうした悪い天候の中にもかかわらず、きょうは越澤委員長さんを初め委員の皆様方、そして国土交通省の高梨審議官を初め幹部の皆様方に金沢にお越しをいただきました。本当にありがとうございます。

午前中は金沢の町並みをご視察いただいたわけでありまして、この金沢というまちは加賀百万石の城下町ということでまちが整備をされたわけでありまして、それ以来420年の長きにわたりまして一度も戦禍に遭っていないというまちであります。ですから、歴史的なといひますか文化的なそういう資産といひますか遺産、これはまちづくりの上におきましても大変貴重なものだというふうに受けとめていまして、我々自身は金沢というまちを歴史に責任を持つべき都市だ、あるいはまた日本の文化を語る都市だと、そんな自負もしているわけでありまして。そういう上からも、まちづくりにおきましては保存と開発というものをきちんと分けて、さらにまちづくりの上で調和をさせていく。これを基本にして進めてきているわけでありまして。

そうした考えのもとで、条例というものも数多く制定してきています。この条例には法律のような拘束力はありませんけれども、金沢市独自の条例というものにこだわりたいということで、全国に先駆けまして、昭和43年に伝統環境保存条例というものを制定しました。以来、こまちなみ保存条例でありますとか寺社風景保全条例、こういう条例なんかを制定して町並みを保存してきておるといふことでもあります。

日本人は戦後、日本の歴史であるとか伝統とか文化、それから町並みとか景観、そういう日本らしいといひますか、随分といひものを脱ぎ捨ててきてしまっているのではなからうか。このままだと取り返しのつかなくなる、そんな状態になりはしないか。こんな警鐘を鳴らされた方もおりますけれども、歴史的な遺産であるとか文化的な遺産にこだわる。これは決して時代を逆戻りする、そんな消極的な営みということではなくして、むしろ個性のあるまちづくりを進めていく。そういう意味では、積極的なまちづくりといひますか、創造的なまちづくりということにもなるのではなからうかなと思ひますし、そうしたことが個性のあるといひますか、美しい国づくりとかまちづくりにもつながっていくのではなからうかな。こんなふうなことを思っているわけでありまして。

この後、そうした本市の取り組み状況につきましても少しお時間をいただいでご説明をさせていただきますということになるかと思ひますが、国におかれましてはぜひともそうしたまちづくりにご理解、それからまたご支援をいただければありがたいと思ひますし、今後そうした視点でまた法の整備もしていただければありがたいと思ひます。

今回の金沢市の視察が有意義な機会になりますように願ひまして、簡単ですけれどもごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○委員長 どうもありがとうございました。金沢のまちづくりを引っ張られている助役の意気込みというのが大変伝わりまして、我々もこれからまたいろいろ勉強させてほしいと思います。また、この委員会委員のメンバーの中に、歴史的な都市のやはり代表の一つである萩市長の野村委員が委員になられていますし、また著名な、言うまでもなく倉敷のまちづくりの実践者である大原委員、それから今地方都市、大変ユニークなまちづくりで注目されている小布施で実施されているセーラ委員を初め、多種さまざまな方に来ていただいております、ぜひそういうことで現地の開催の審議会の議論が実りあるものになることを期待しております。

それで、助役さんにおかれましては大変公務ご多忙でございます、ここでご退席されるということですので、皆様よろしくご了解お願ひいたします。

○須野原助役 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

〔須野原助役退席〕

○委員長 では、午前中の現地視察を踏まえまして、まず金沢市の方からいろいろ資料をご用意いただいておりますので、それについてご説明をいただきまして質疑応答する時間を設けたいと思います。その後で、審議会の事務局から準備いただいた資料についてご説明いただきまして、またその後で質疑応答ということにしたいと思いますが、全体の時間としましては本日は13時から15時までとなっております、約2時間ということですので、大体半々ぐらいでよろしいですか。そのぐらいのめどでということで意見交換、質疑応答をさせていただきたいと思いますので。

では、まず前半の部ということで、きょう金沢市、また石川県の皆様、視察、それから資料の準備等本当にありがとうございました。では早速でございますが、金沢市の方からご説明よろしくお願ひしたいと思います。

○金沢市 金沢市の都市整備局長でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

金沢市の都市景観施策について少しお時間をいただいて説明をさせていただきます。資料はお手元の資料2でございます。それから、スクリーンも準備しておりますので、あわせてごらんになってください。座って説明いたします。

それでは、金沢市における都市景観施策についての説明をさせていただきます。

本市における景観的な取り組みといたしましては、昭和39年に長町武家屋敷群の区域内を対象といたしまして土堀、門等の修復・新設事業制度が創設されたことに始まっております。その後、

歴史的環境を保存していくために地方自治体独自で定めた全国初の条例といたしまして、金沢市伝統環境保存条例が昭和43年に制定されたところでございます。

その後、金沢市制100周年に当たる平成元年におきましては、これからの金沢の風格ある都市づくりには伝統環境の保存だけでなく、近代的な景観を創出していくことを含め、美しい景観形成に取り組まなければいけない。そういった視点が新たに加わりまして、さきの伝統環境保存条例が発展した形で、金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例といったものが制定されるに至りました。この条例は、その後の金沢の景観まちづくりを進めていく上での土台となっておりまして、条例が制定されたこの年を本市における都市景観元年と位置づけております。その後、この表に示すように、景観に関連するさまざまな条例を制定してまいりました。

この景観条例に基づきまして、2つの性格の区域が指定されております。この図に見る緑色の部分が伝統環境保存区域でございます。赤色の部分が近代的都市景観創出区域ということでありまして、これらは保全すべきところと開発すべきところをきちんと分けをしてまちづくりを進めていくという本市の基本方針に沿うものでございます。指定区域の中では個別に景観形成基準が設けられておりまして、区域内行為の届け出に対しての助言、指導を行っております。また、景観上重要な案件につきましては都市景観審議会での審議、報告がございます。

伝統環境保存区域でありますけれども、全部で36の区域に分けております。

近代的都市景観創出区域につきましては13の区域にございまして、基本的には都心軸沿いを指定しております。

これは金沢都心部の航空写真でございますが、茶色の文字で示す部分が伝統環境保存区域でありまして、オレンジ色の文字で示す部分が近代的都市景観創出区域となっております。

さきにお示しをしました49の指定区域、それぞれにおきまして建物等の高さや形態、色彩または駐車場の配置の工夫、緑化等についての項目など、このようなきめ細かな景観形成基準が定められております。

これは景観形成基準で定められております高さの基準図でございます。全部で10段階の高さ規制となっております。また、これに加えて、昨年4月には高度地区として都市計画決定され、法的にも担保されております。

このフローは景観条例指定区域内における建築物の行為に関する届け出の流れを示したものでありまして、建築確認申請の前に届け出をしていただく形となっております。

景観条例は平成15年に一部が改正されまして、眺望景観保全のための新たな施策が盛り込まれました。保全眺望点と眺望保全区域を指定しまして、区域内での建築等の行為に対する景観誘導を

行っております。

この図に示しますように、全部で6つの保全眺望点がございまして、8つの保全区域が指定をされています。これらの中から幾つかの視点についてご紹介をさせていただきます。

これは浅野川大橋の上流側の保全眺望点でございます。金沢には市中心部を流れる2本の川がございまして、この写真に示すように河川から見た眺望景観は金沢というまちを印象づける特徴的な景観ともなっております。

これは視点場眺望点から卯辰山山頂を望む場合の縦断面図でございますけれども、斜線に示す範囲にある程度の高さの建築物等が建ちますと、山頂への見通しが阻害されることとなります。そのような検証を踏まえまして、この図に示すような範囲が眺望景観保全区域として指定されたわけでございます。

そして、区域内ではこのような保全基準が示されておりまして、高さや形態、色彩、設備等について眺望に配慮するよう誘導をしております。

これは浅野川たもとの主計町の保全眺望点でございます。

そして、主計町から見ました眺望景観でございます。

これは東山ひがし、重要伝統的建造物群保存地区内の2カ所の保全眺望点でございます。そして、ひがし茶屋街の山側から海側方向を見ました際の眺望景観でございます。駅前に立地する日航ホテルの一部がちょっとわかりにくいですが、四角く見えているのがわかります。

次に、ひがし茶屋街の海側から山側方向を見た際の眺望景観でございます。卯辰山の緑が町並みの背景となっております。

また、このように兼六園の眺望台も保全眺望点となっております。

そして、ここから見た眺望景観がこのようになります。

眺望景観保全区域内では、中高層建築物の建築行為が対象となります。景観自己診断書、景観シミュレーション等の書類を準備いたしまして、事前協議を行っていただくこととなります。

これは実際に眺望景観上支障が出てくるような事例を想定したシミュレーション写真でございます。眺望景観につきましては、平成15年12月から届出制となってまだ年月が浅いこともありまして、具体的には審議会での審議にまで至った事例は今のところはございません。

実際に各種条例に基づいて景観上重要な案件等につきましては、このような都市景観審議会での審議、報告がなされます。また、本市で制定されました数多くの景観関連の条例に対応すべく、審議会の中に7つの部会が設けられ、個別案件について分担審議を行っているところでございます。

景観条例に基づきます指定保存建造物は29件ございます。これらはすべて建造物であります

が、昨年度、金沢城の防御施設として整備されました惣構堀の一部が初めて史跡として指定をされました。そのほか、保存樹や保存樹林も指定をされております。

また、景観条例に基づきまして、このような各種の助成制度メニューがございます。

そして、これは建造物等に関する補助制度の内容でありまして、補助率、限度額などを示した資料の抜粋でございます。

これは補助事業を行って外観を修景した事例写真でございます。左側のものについて、右側のように整備を行ったということでございます。

次に、こまちなみ保存条例というものがございます。まず、「こまちなみ」という言葉についてであります。歴史的な風情を残す町並みということで古いという意味での「古」、そしてちょっと小さな町並みという意味での「小」、この2つの意味を込めまして町並みにかけてつくった造語でございます。

こちらに示しておりますのは、こまちなみの考え方でございます。伝建地区ほどの面的な広がりはありませんけれども、町並みとして古い建造物の十戸程度の集積であっても住民の生活感を重視しながら、こまちなみ保存区域を指定していこうということでございます。

現在、こまちなみ保存区域に指定された区域につきましては10区域ございまして、それぞれの区域に対して3段階の保存基準を定め、景観誘導を進めております。

これらは武士系の建造物が集積しております4つのこまちなみ保存区域でございます。古い名前がついておりまして、ちょっと読みにくいですが、下の段、水溜町（みずためまち）、右の方は旧御歩町（きゅうおかちまち）、そういう表現でございます。

次に、これらはまちなかで町家系の建造物が集積しております4つの区域でございます。さきの武士系の区域とこのような町家系の区域が隣接するような形で歴史的な風情が感じられる町並みを形成していることは、金沢の景観上の大きな特性でもございます。

そして、この2つは、かつての金沢の海からの玄関口でありました港町に存在する町家系の区域でございます。

こまちなみ保存区域内では、継承すべき建造物につきまして保存建造物も指定しておりまして、現在43件ございます。その中でも特に重要な建造物で、所有者の方と将来的に保存継承について約束をし、契約締結されたものが4件ございます。

こまちなみ保存区域内では、修景等に係るこれらの助成制度を準備しております。さきにご説明をいたしました景観条例に基づく助成制度よりもさらに上限額が高く、手厚い設定となっております。

次に、金沢市用水保全条例について説明をさせていただきます。この条例にはこちらに示すような4つの基本方針がございます。

金沢市には55の水系、総延長150キロメートルにも及びます用水網がございます。金沢の特徴ある景観の一つとなっております。保全用水として現在18の用水を指定しております。この図で赤いラインで示されているものが指定用水となっております。

これは保全用水であり、日本の三大用水の一つともされております有名な辰巳用水でございます。

次に、まちなかを流れる2本の用水、鞍月用水と大野庄用水でございます。

これは、まちなかを流れる鞍月用水が開渠化された後とその前の状況写真でございます。開渠工事の後、この用水沿いの通りはせせらぎ通りと命名をされまして、地元商店街におきましてもせせらぎ通り商店街と名称を変え、歩行者天国でお祭りも毎年開催されるようになりました。

次に、金沢市屋外広告物条例について説明をいたします。

金沢市では、中核市に指定されたことに伴いまして、平成8年に市の屋外広告物条例を制定いたしました。許可制による屋外広告物の規制誘導を行っております。実際、月に3回の頻度で審査会を開催しまして、個別審査を進めております。必要に応じて審議会も開催をいたしております。条例は市全域を対象としておりまして、第1種から6種までの禁止区域と許可区域の合わせて7つの区域指定によってメリ張りのある対応を行っております。

これが指定区域状況を示した図でございます。

屋外広告物の個別審査のメンバーにつきましては、地元の大学の学識経験者や屋外広告物協会によって構成をされておきまして、色彩にとどまらず、デザイン面も含めてきめ細かな指導、誘導に当たっております。

次に、金沢市斜面緑地保全条例について説明をいたします。本市は、市内を流れます犀川、浅野川、この2つの河川によって形成されました河岸段丘という形状の扇状地でありまして、背後の山々から成っておるわけでございます。特に河岸段丘や背後の丘陵地といった斜面の緑につきましては、緑の屏風となってまちの背景に控えております。景観上重要な役割を果たしておりますし、あわせて自然環境保全面や都市防災面でも重要な位置を占めております。そのため本市では、この貴重な斜面緑地を保全すべく、保全区域の指定を行いまして届け出制によって保全基準に基づく助言、指導を行うこととしております。また、高木緑化や生け垣等の緑化に対する助成制度もあわせて設けております。

この図は、斜面緑地保全区域図でありまして、全部で6つの区域、約841ヘクタールが指定を

されております。

これは卯辰山山頂から見ました河岸段丘沿いの斜面緑地が帯状に伸びている状況を示したものでございます。

保全基準の大きな特徴といたしまして、2つの数値基準がございます。1つは敷地内における緑被率、2つ目として建築物の外壁と屋根の色彩に対してマンセル値で明度、彩度の範囲を示した色彩誘導表がございます。

次でございますが、金沢市寺社風景保全条例というものについて説明をいたします。寺社が集積する2つの区域、寺町寺院群、小立野寺院群、これを保全区域として定めまして、それぞれ基準を設け、届け出制による景観誘導を行っております。

この図にございますように、市内には実を言いますと3つの寺院群がございます。このうちの小立野、寺町につきましては寺社風景保全区域として指定をされているわけでありましたが、残る卯辰山山麓寺院群につきましては現在、伝統的建造物群保存地区の指定に向けまして国の支援、指導のもとで調査中でございます。

これらが保全区域に指定されております2つの寺院群の風景でございます。

次に、昨年、新しく制定をいたしました2つの条例について説明をさせていただきます。

まず、沿道景観形成条例でございますが、本市でこれまで制定されてまいりました景観関連の条例では郊外部などアクセスする幹線道路沿いのほとんどがその対象外となっておりました。これらの幹線道路につきましては本市の第一印象を左右する重要な存在でありますので、魅力向上と人々の交流を促進するための美しい沿道景観形成に取り組むこととしたわけでございます。

このような4つの基本的な考え方にに基づきまして、今後、沿道景観形成協議会を個別に立ち上げ、計画を策定し、具体的な取り組みを実施していく予定でございます。

次に、もう一つの夜間景観形成条例について説明をさせていただきます。本市の新たな魅力と個性を磨き高めるために良好な夜間景観の形成に取り組んでいくものでございます。市全域を対象といたしております。

基本的な考え方につきましては、景観面での魅力向上以外にも省エネなどの環境面、安全・安心といった防犯面などに対しましても配慮して取り組んでおります。

この概念図につきましては、条例に基づく地域指定の考え方を模式的に示したものでございます。地域指定に当たりましては、2階建ての考え方でとらえております。まず、市全域に対しましては各地域の土地利用や地域特性を踏まえまして照明環境形成地域に指定をいたします。これらの地域では、環境面や防犯面も含めて遵守すべき一般的な基準として照明環境形成基準が設定をされ

ます。次に、景観条例等の指定区域に該当するエリアにつきましては、夜間景観形成区域を重ねて指定しまして、さらに、より魅力ある夜間景観を形成、創出していくために望まれる夜間景観形成基準が上乘せして設定されることとなります。基準の内容につきましては、大筋は文言的な表現となっておりますけれども、参考とすべき数値目標といたしまして、光の色味や照度、光漏れ等に関する数値等も設定をしております。

次に、伝統的建造物群保存地区について説明をいたします。市内2カ所が指定されておまして、東山ひがしにつきましては平成13年に重要伝建地区に選定をされております。

この写真は、東山ひがしにおける修景事例でございます。かつて車庫であったものが2階建ての茶屋様式に改修、修景されたものでございます。

次に、風致地区についてでございます。風致地区の区域図でございます。この図で示しますように、まちの後背地に当たる丘陵地や河岸段丘の斜面緑地及び市中心部の金沢城、兼六園周辺の7つの地区、合計約1,950ヘクタールが指定をされております。

また、地区計画でありますけれども、既成市街地内の住環境保全型、区画整理地内を中心とした新住宅地計画開発型、これらを合わせまして全部で41地区ございます。

次に、住民自らが自分たちの住む地域の目標とする将来像を描きまして、まちづくりのルールを決めていく仕組みを定めております金沢市まちづくり条例についてでございます。このまちづくり条例につきましては、2つの条例の一般的な呼称でありまして、一つは市街化区域内を対象とした金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例、もう一つは市街化区域外を対象といたしました金沢市における土地利用の適正化に関する条例でございます。

この条例に基づきまして、まず地区の住民が中心となりまして、まちづくりの方向あるいはルールを考えてまちづくり計画をつくっていただきます。

また、まちづくり計画を実現していくために市長とまちづくり協定を結ぶことができまして、現在ではこの条例に基づきます協定は20地区に及んでおります。

最後に、これまでご説明をいたしました以外にも、これらのような施策に取り組んでおります。中から2つだけ紹介をさせていただきます。

平成10年に公的サインマニュアルといったものを作成しまして、都市景観に配慮した金沢のまちの独自性を表現、演出する公的サインの設置を進めております。

また、金沢の奥座敷に湯涌温泉といった温泉がありますけれども、ここへ通ずる街道筋におきましては乱雑に建ち並ぶ誘導サインの集合化を進めております。

また一方で、地元の住民の参加によりまして、街道沿いにゆずの木を植樹したり、ほおずきなど

の苗を植えるなど美しい沿道景観づくりがスタートをいたしました。

本市では、平成4年に景観都市宣言といったものを行っておりまして、今後も宣言の中の3つの柱に基づきまして、より美しく金沢らしい都市景観の形成に努めていきたいと考えております。

大変雑駁な説明になりましたが、これで金沢市の都市景観施策に関する説明を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。失礼しました。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは今、金沢市の方からご説明いただきましたが、これにつきましてきょうの午前中の現地視察も加えながら質疑応答、意見交換したいと思います。どなたからでも、どういう観点でも結構ですので、ご意見なりご質問なりいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○金沢市 済みません。お手元に金沢市のパンフレットが一覧で行っております。その中に今ご説明申し上げました条例のパンフレット、それから金沢市の都市景観施策という冊子がございます。支援制度などを説明いたしました。その詳しい内容、実績、その他今の説明がほとんど入っておりますので、またご参照いただきたいと思います。

○委員長 では、どうぞDさん。

○D委員 先ほどの説明の中にすごくすばらしい試みがたくさんあると思っています。中には、一つは駐車場、用水を隠していたのを取り払ってきれいにしたところがあったんですが、具体的にどうやってそれができましたか。例えば車をそこにとめている人にどこか違うところを提供するとか、どうやって実現できたか知りたいです。

○金沢市 鞍月用水のせせらぎ通りの開渠化の話です。施工前に用水がもちろんこの下に方に流れていまして、絵を見ていただければわかるかと思いますが、8ページです。右の上だと思うんですが、その話ですか。

○D委員 はい。全国的に埋めてしまったところが多いと思います。多分使っている人の権利とまちの景観とやっぱりバッティングするところだと思いますから、どうやって実現できたのか、ちょっと簡単に。

○金沢市 お答えいたします。

実際に使っている方というのは、自分の占用という権利を主張されるわけですがけれども、私どもこの事業におおむね10年ほどかかっておりまして、1軒1軒お話ししてご理解をいただく。そういう努力を積み重ねた結果でございます。中には解決に数年かかったというものも当然ございます。

占用許可というものを取っている場合もありますし、取っていない場合もあると。ですけれども、いずれの場合においてもご理解を賜る、そういう努力を積み重ねてようやくこういう形に戻すことができたということでございます。

○金沢市 もともとが当然、用水の上をこういう形で駐車場にするということは違法なことでございますので。ただ、既存でこういう形で使われているという実態があります。それは間違いないので、我々も今お話ししたとおり理解を求めて地道にご説明申し上げたということと、もう一つ、この用水を開渠化するときに、例えば一時的に用水のそばに空き地なんかを取得しまして、そこに車を止めさせてあげたりという利便は図った結果でございます。

○委員長 では、E委員さん。

○E委員 簡単なことなんですけど、きょうは最後までいていただけるんですか。きょうの議論は、
どうということかといいますと、きょうのハイライトは多分、古都保存行政の理念と全国展開基本認識、資料4というものだろうと思うんですけど、この議論のときまでおいでいただけますね。

○金沢市 私どもおります。

○E委員 わかりました。では、そのときにまた。

○委員長 ですから、後半の議題も当然ながら、きょう金沢で現地で開いておりますので、内容によっては積極的にむしろ市の方からもご発言いただければと思います。ご遠慮なくどうぞ言っていただければと思います。

B委員さん、どうぞ。

○B委員 それとの関係ですが、開渠になったことによって市民が火災のときにこの水を使うことができやすくなりますね。そうすると、例えば準防火地域を外すとか、さらに次のステップまでこれは進んでいるのでしょうか。

○金沢市 そこまで行っておりませんで、これは先ほどの写真の新旧を見ていただきましたとおり、ほとんど半違法的に用水の上を駐車場にしていたというのが実態でありまして、用水の占用基準に照らして1台分だけの幅の橋でありますとか、あるいは人間の通行の出入りの幅でありますとか最低限のものにご理解を求めて。これは用水でございますので、権利関係とか管理関係、この辺が大変複雑でございます。内空管理は自治事務だとか、用水の水利権は用水組合だとか、底地はその当時、国であるとか、そういった権利、管理関係が大変輻輳している事業でありまして、進めるには大変な苦勞をしました。

ただ、財源的にもちょうど農林水産省の財源もちょうだいすることができましたので、そういう意味では計画的に地道にやった結果、いいものになった。住民の方々、今までの駐車場に2台、3

台置いていたのが置けなくなるという、そういった点についても丁寧な説明をしてご理解を求めたということでありまして、近隣の月決め駐車場を確保されたとか、あるいはこの際、車を減らしたとか、いろんなケースがあったと記憶しております。

参考になったかどうかわかりませんが。

○B委員 今のちょっと関連なんですけど、今回見せていただいた非常に繊細な格子戸なんかのある金沢の町並みなんですけれども、一方では主計町のところで建築基準法との関連等でいろいろご苦心もあるやのお話も伺いました。金沢の場合には火災という一種の安全の問題に対して、これだけ用水がたくさんあり、こういうふうに水を表に出したりして、もともと防災的な都市だと思うんですけども、そういうことに関連でいうと、基準法との関連でドレンチャーを洗練された木造建築の外側に回したお話もさっき「ひがし」のところで伺ったりしたんです。火災はどのくらい起きていっているのでしょうか。実際にはかなり実は市民の防災意識は強いので、その辺は基準法の問題はあるけれども大丈夫なんだよ、というあたりのお話をちょっとしていただけるとありがたかったかなという気がしたんですが、その辺どうなのでございましょうか。

○金沢市 すみません。B先生のご質問にちょっと寸足らずであったと思います。

この用水がオープンになったことによりまして、いわゆる金沢の義勇消防団、こういったものの活動の選択肢が広がった。というのは、ここの鞍月用水は結構滔々と水の確保ができる用水でありまして、水量も結構ございます。したがって、この用水を使うという方法を具体的にするために、等間隔ではございませんけれども、用水の一部一部に釜場というものを設けまして、水がポンプで揚げやすいようにする。

○B委員 深く掘るわけですか。

○金沢市 そうです。通常20センチぐらいの深さであるところを1カ所1カ所少し深くして、水をポンプで吸い上げやすいようにする。これは生物学的にもそういう装置を設けることはあるようでありまして、消防のポンプの水源としても利用できるようになった。

もう一つ、加賀百万石の義勇消防団というのは長い歴史の中で全国的にも結構有名だと思いますし、1,200人ぐらいの非常備消防団というものがあります。一般の職をなさっている方が火災になったらすぐ集まって分担した区域の消火作業に当たる。そういった長い伝統がございますので、防火意識というのはかなり強い方だというふうに私は思っております。

現実に火災の発生状況も比較的低い。全国的にも低いというふうに聞いております。ただ、建築基準法でありますとか都市計画法上の用途でありますとか、そういったところで際立って何か工夫したというのはちょっとないかなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

では、Cさんお願いします。

○C委員 本当にいろんなレベルで細かに、しかも大局的なことから建物のレベルまで、非常にすぐれた制度をつくり、意欲的にされているのに感心したんですけれども、まず地形とか崖線による斜面緑地、そして用水、そういうある意味でインフラ的なものまで押さえていて、眺望という概念で上からの眺めを誘導する。ちゃんと制御する。斜面緑地は現地のご説明では、非常に急斜面なのでまだ余り横浜とかのようにマンションが斜面に建ったりはしていないけれどもというようなご説明もありましたけれども、斜面緑地に関する条例もおありだということなんですけど、金沢の遠望、周りの丘から見たときの斜面緑地というのは非常に重要だなとつくづく思ったんですけど、これを具体的に整備をしていくやり方というのはどうなっているのかということ。

それと、用水、先ほど駐車スペースになっているところを復活させて開渠にしたというお話でしたが、石垣がある用水が本当に延々と続いていてすばらしいなと思うわけですが、例えば東京なんかでも石垣が掘り割り沿いにあるなんていうのはたくさんあるんですけど、そういうものを守る考え方とか全然ないですよ。日本のまちにとって、こういう用水とか掘割の石垣というのは物すごく重要じゃないかなと思うんですけど、これはやっぱり条例があって全部石積みの用水は守るという方向になっているのでしょうか。

あと、町並みに関してはミニ町並みというすばらしいアイデアと実践的な計画があってということなんですけど、そこまで割と生活空間の中に入ってやっていらっしゃると思うんですけど、住民たちと行政とのかかわりというのはどんなふうになってミニ町並みが選ばれてきているのかというあたりを教えてください。

○金沢市 斜面緑地に関しましては、皆さんのお手元に斜面緑地の保全に向けてということで金沢市のパンフレットが行っております。それをちょっと見ていただければいいんですけど、先ほどパワーポイントの中でもお話したとおり、斜面緑地につきましては緑被率、いわゆる緑の部分は何%保つとか、いろいろな基準をつくっております。

細かい基準がつくられておまして、これに伴いまして、建物をつくる場合、それから改築する場合、土地を例えば動かす場合。土地を動かすというのは、掘ったり削ったりという場合は当然届け出が必要になります。その届け出を受けた上で、これらの基準に照らし合わせて指導、誘導するという手続をとっております、中にはやはり見てないうちにやるような部分もありますけれども、基本的には届け出をしていただくことになっております。我々としても、市民の中にこういう意識がさらに高まるような取り組みをしていきたいというふうに思っております、この届出制度

によって誘導をしているということでございます。

○金沢市 用水でございますけれども、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、用水の保全指定といったことで、数ある用水の中でも歴史的に希少なものとかいろんな要素を勘案しまして優先的に保全すべき用水というのを保全審議会という中で審議をして、これまで17用水でしたか、指定済みでございます。その中には各所各所にいろんな変わった石積み、ひいては底、壁面ではなくて底の方にも石を積んである、石を並べてある。そういった用水も一部ではございます。もちろんそういったものはできるだけ保全をして、その形態をできるだけ後世に残すような、そういった工法で改修をするときにも配慮をしているということでございます。

それから、斜面の件でありますけれども、今パンフレット等の説明を簡単にいたしましたけれども、卑近な例では民間地が結構ございまして、がけが崩れたとか管理ができないとか、そういったケースはまれにございます。条例上、そういった場合にいろんな総合的な検討を加えた上で援助ができる。そういう仕組みになっておりまして、現実には市がその斜面を緊急避難的に取得をした、そういったケースも中にはございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかの委員さん。どうぞ、A委員さん。

○A委員 金沢市は景観都市宣言もされまして、住民の方たちも不便をある程度しのび我慢しながらもいろんな保存に関しても取り組まれて、すばらしいなと思いました。

そこでちょっと2つほどお聞きをしたいのですが、まず先ほど参りました、例のひがし茶屋の芸奴さんとかは今何人ぐらい残っていらっしゃるのか。そしてソフトというか、こういう町並み景観だけではなしに、伝統文化ですとかこういう花柳界の芸を守っていくために何か支援措置だとか応援だとかがあるのかなというのがまず1点目でございます。

それからもう一つは、観光客が好きな金沢の風情と、地元の方々、住む方々が守りたい、好きな景観とか風情というのはちょっと違うのか、それとも大体同じようなことなのか。外からの見方というか好み、内からの好みみたいな、そういう議論なんかがもしあればちょっとお聞かせいただいで、かつ、若い人たちがそういう好ましい金沢の歴史風土をつくっていくのにどんな好みを持っていらっしゃるのかなというのをお聞かせいただければと思うんですけれども。

○委員長 よろしく願いいたします。

○金沢市 芸奴さんでございますけれども、きょう午前中、主計と東山を見ていただきましたが、もう一つ、西の方ににし茶屋街というのがございます。3つ合わせまして、おおむね50名の方々がおいでというふう聞いております。特に、にしの方におきましては20代の非常に若い方も

芸を身につけるということで最近増えているというふうに聞いております。

以上でございます。

○A委員 結構いらっしゃいますね。

○E委員 すごい遊ばせ上手、みんな。

○A委員 ああ、そうですか。

○金沢市 2点目の観光客にとっての景観か市民にとっての景観かというお話でございます。先ほども私どもの長期構想とかまちづくりの基本方針で少しお話したとおり、伝統的な環境をまず保存しよう。それから、それに調和したような近代的都市づくりをしようということなんですけれども、先ほど見られた東山ひがしにつきましても、重要伝統的建造物群保存地区になりながらそこに市民が住んでおります。住みながらそういうことを見せながらやっているということで、まずは市民が潤いのある生活を送れるような景観づくり、これがまず基本だというふうに思っております。外から来られた方がそれを見て、美しいなと感じていただければ幸いかなと。

そういうまちづくりの方向性で、まず観光客のために景観をよくしようという発想は余りないんです。市民の方々がそこに住んでいて、住みやすい、また美しい、そういう景観に包まれた生活が享受できるということがまずまちづくりの基本方針だろうなと。そういうまちをつくっていけば、当然外から来られた方もそれが美しいなと感じていただけるのではないかなというふうなまちづくりの方針ということでございます。

○委員長 ありがとうございます。

さらに引き続きまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ。

○D委員 いろいろな補助金の制度があるんですが、その補助金は県からおりたり市からおりたり国からおりたり、どのような形ですか。

○金沢市 先ほどご説明しました、例えばこまちなみとか景観条例に基づく助成金につきましては大体、市単独費で出しております。ただ、重要伝統的建造物群保存地区は国の指定でございまして、ここにつきましては国からの補助を受けております。

以上です。

○D委員 人が自分のところを直したいと思ったときの補助金はわかるんですが、職人に向けての支援はありますか。

○金沢市 要は施工する主でなくて、施工する側というか、建築士さんとかそういう方に対する支援ですか。

○D委員 例えば今の伝統のある金沢は職人の腕で育ってきたまちでもあると思うんですが、大体その職人さんは今高齢化が進んでなかなか伝承できない状況にあるから、伝承の道も補足しないと伝わらなくなるんじゃないかと心配しています。

○金沢市 お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます、高齢化ということで職人さんの持っている技の伝承というのは非常に苦しくなっておりますけれども、金沢市におきましては平成8年から金沢職人大学校というものを発足させております。そこで建築に関する9つの学科を設けておりまして、現在143名が卒業されております。本科を3年で卒業いたしましてから、修復また3年ということで、合計6年間、そういう先輩方を講師にいたしまして、若い方に対する技の伝承というものに大変力を入れているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ほかにご意見、ご質問。

○C委員 東の廓から出てきてちょっとしたところで、広い道路のところ町並みを見ましたら、2階建ての伝統的な町並みの中に10階建てぐらいのマンションがある風景とか、あるいは浅野川の非常に眺望のいいところ、面しているところにマンションが6棟から8棟ぐらいだっと並んでいて、全国どこでもある光景なんですけれども、いい町並みの近くとか川沿いとかそういう環境のいいところを借景にするかのごとくマンションが勝手に建ってきちゃうという状況があります。京都もそうだと思うんですが。東京でも谷中という一番いいまちに高層マンションが建っている。そういうものというのは何とかなる方法があるのかどうか。

それともう一つ、もうちょっと大きい話で、これは興味深いので伺いたんですけど、都心にお城があつて、お城の周りに武家屋敷の跡地が明治以後、学校とか公共的に利用してきたという大きい都市構造がありますよね。大学が出て、その後お城として整備して、長屋をつくって、観光的には大成功していると思うんですけれども。もう一方では、大学が出ちゃったので学生街、下宿街が衰退しているなんていう話も聞いたことはあるし、今度、妹島さんの物すごい立派なミュージアムができて、これもまたすばらしいけれども、学校が立ち退いたこととか、それから今度は県庁が出ていった跡をどうするか。特に都心をどういう方向でイメージなさって、歴史的都市としての風格とよさをつくっていかうとされているのかという、都市全体の大きい用途とか機能の分布も含めた都心。一方で、全国的には高齢化や少子化で、サステイナブルなことを考えると、余り都市はでかくしないでコンパクトな方がいいというような議論がある中で、金沢市は日本のモデルになると思うんですが、どういう方向で考えていっていらっしゃるのかというのを、特に県庁の跡をどう利用す

るかという問題も含めて伺えればと思います。

○金沢市 先のマンションの問題なんですが、確かにおっしゃるとおり浅野川の川筋に何棟か建っていることは間違いありません。我々とする、それをまさに建てるなという建築規制ですね。そういうものは非常に、確かに難しいなと思っています。そこで、先ほどちょっと説明したとおり、せめて高さだけでも規制できないかということで、高度地区という都市計画決定をして高さ基準を設けて、それ以上は何とか抑えている。

それと土地利用の話は、やはりこれは全体的に面的に抑えると非常に難しいということもありますので、場所場所で先ほどちょっとお話ししましたまちづくり条例というのがありまして、その地域に住む方々が自分たちで土地利用の方針を決めていこうと。その中で、例えばマンションはここにはだめだぞというふうな、そういう取り決めをしまして地権者の方々が市長と協定をするというような取り組みをしています。これは何地区か、先ほど申しましたとおり十何地区あるわけなんです、そういう中でマンションとか、いわゆるそこにふさわしくないような建物を何とか規制をしていけないかということで、今やっている最中でございます。

それと、まちなかの一番の中心街の考え方ということで、これは非常に難しい問題で、私が答えていいのかどうかちょっとわからないんですが。もともと確かに金沢の場合も金沢城を中心として城下町が放射状に少しずつ広がっていった。ご多分に漏れず、戦後は区画整理で市街化区域をどんどん郊外にふやしていったということがあります。

ただ、先ほど局長の方からもお話ししたとおり、もう既に早い時期から伝統環境をやはり守るべきという議論もありまして、まちなかについては今のような形を何とか残していこうという努力はしてきました。ただ、金沢も北陸の中核都市、商業、経済、金融、それぞれの中核都市でございますので、そういう開発も必要だろうということで、先ほど申しましたとおり金沢の背骨と言われる港から駅を通って片町、犀川。こういうものを都心軸と言いますが、この沿線につきましては近代的都市景観をつくろうということで開発をしてみました。その中で、駅の裏側というか西側なんです、ここを土地区画整理事業で、これは公共施工ということで市が中心になりまして区画整理をやりました。8号線からまた先の海側につきましては県の方で区画整理をということで新しい市街地を広げております。その中心に県庁が移転をしたわけでございます。

金沢大学はそれ以前に移転をしているんですが、金沢大学におきましても移転をして、先ほど学生さんが若い人がなかなかまちなかに来ないんじゃないかというお話がありました。そのとおりでして、確かにまちなかから大学が出ていけばそれに伴って学生さんが出ていくことはあります。ただ、金沢はいろいろな大学がございまして、大体金沢の中心部を取り巻くように金沢大学と

か美術工芸大学とか工業大学とかいろいろな大学があります。それらの学生さんがそれぞれまちなかに入ってきているんな活動ができるような、ということでいろいろな若者に対する施策もまちなかでやっております、例えば塾みたいなものとか学生が中心になってお店を開いてもらうとか、そういう取り組みもやっています。だから何とか若い人をまちなかに呼び戻そうという取り組みは今現在やっております。

それと、3つの跡地というか、金沢大学の跡、先ほど言いました金沢大学附属小中学校の跡は美術館。残る県庁跡地が残っております。ここに言う3つの跡地ですが、これは30ヘクタールほどございまして、まちなかにこういう貴重な何も使われないような地面がどんとできたというのは他都市ではなかなかないだろうなと思っております、その30ヘクタールをどう使おうかということで非常に議論を長いことやってまいりまして、現在のような形で金沢大学の跡地は県の方で金沢城公園ということで整備された。そして、附属小中学校の跡は美術館を市の方で建てた。残る県庁跡地という話なんです、これは非常に議論がいろいろありまして、ここに県の方もおいでますので、なかなか私の方からあれなんです、一つはあそこの裏側に金沢城が当然あるということで、金沢城が見えるようなことにはならないかなとか、例えばあそこにもり堀という堀がもともとあったんですが、その復元作業なんかも県の方で今やっておいでることなので、それらとあわせているんな活用する方法があるんじゃないかなと。何もつくりたくないのも活用ですし、何かにぎわいの拠点にするということもまた活用でありましょうし、それらはまだ議論の途中ということで、少しそういうことでお答えにさせていただきたいと思います。

○委員長 では、B委員さん。

○B委員 今のようなお話をずっと伺っていると、金沢市役所がいかに都市というものの全体を考えながら開発と保全というものに取り組んでおられるかという努力の蓄積というもののすごさを感じます。ここで今すぐお答えいただきたいわけではなくて、後で教えていただければと思うんですが、もし金沢市が国の都市計画法を変えることができる立場に仮にあるとした場合の御意見を聞かせていただきたいです。健康と安全ということがもちろん都市計画の基本ではあります。しかし、今金沢でははるかにそれを超えたさまざまな施策に取り組んでおられる。例えば歴史的な風格であるとか、あるいは資産を活かすとか、現在の都市計画法の目的をはるかに超えることをやっていらっしゃるんじゃないか。あるいは建築基準法の問題にしても、安全とか健康とかという建築の基準だけではなくて、さらにそれを超えた都市の美しさに対する建築のあり方ということを目指していらっしゃる。建築基準法と都市計画法の目的の部分に何かをもし書き込むべき部分があるとすれば、それは金沢の実跡の経験からはどのような文言であるのかということ、後でまた教えていた

できればと思います。

○委員長 ということで、ちょっとお時間ちょうだいしますので、後半の部の中で御回答いただければと思いますが。

それで、そろそろ後半に参りたいと思いますが、F委員さんどうですか。何かご質問、ご発言あれば。

○F委員 時間が何ですけど、広告条例を早くからてがけられています、屋外広告の規制というのは、いろんな建物の関係も絡み、非常に難しいと思うんですね。条例上は罰則等の手当が難しいので今まで非常にご苦労されてきたと思います。それが今回、景観法で初めてできるようになったものもあると思います。あるいは県条例の適用も想定されます。

しかし、今景観法を適用してもまだ難しい分野もあろうかと思いますが、そのあたりを総括して何かご感想でもあったら教えていただきたいんですが。

○金沢市 F委員おっしゃるとおりでございます、屋外広告物条例、これは先ほどちょっと説明しましたとおり、中核市の時点で県の方から市の条例というふうになっております。

市の条例につきましては、それまでの条例と少し違いまして、景観というものを一つ大きな前面に、屋外広告物の中の禁止区域とか許可地域の中にも景観という部分を非常に大事にしまして、禁止地区を非常に多く入れております。当然、自分のところに自分の広告を出すのはそれはいいわけですが、第三者広告といいますか、自分の土地にほかのところの広告をどんどん出すというようなところはやはり禁止をしていきたいということで、禁止地区というのを非常に多く設けております。

ただ、実際に作業にかかりますと、許可制と言いながら現状把握もなかなか難しい部分がありまして、我々の方で許可を申請してくださる方に対しては当然指導とか基準に合った許可をするということになりますが、そういう場合でなく、自分でつくってしまうという部分もありますので、それは後日見つけてはご注意くださいということになりますが、そういう苦労はあります。

それともう一つは、基準の中には高さとか、例えば面積、こういうものはきちっと決めてございます。ただ、先ほどから申しましたとおり金沢市には景観条例というのがございまして、デザイン、色、意匠、そういうものをひとつ屋外広告物に関しても適用していこうということになっております。そういうものについても指導、助言をしているということでございます。これはまさに許可の条件にはございませんが、景観条例で言う地区については当然そういう指導もしていくということで、審査会、審議会等、先ほど局長の方からも月に3回ほど審査会を開いてと。これは建築の先生、デザインの先生、いろいろご意見を聞きながら審査会を開いて、このデザインでいいのか、こ

の色でいいのかという広告物自身に対しての審査をしております。それで皆さんにお願いをして、そういう形にさせていただく。面積とか高さは当然決まっていますので、それは当然クリアする上でさらにデザイン、色について、そういう形でご指導を申し上げているということでございます。

それから、景観法との関連ということで、景観3法の中での屋外広告物法の改正に伴う改正につきましては、既に登録制度でありますとか簡易除却とか。簡易除却については昨年度取り上げましたし、登録制度につきましてはことしの4月から業の登録制度に移行するということになっております。それによりまして何とか屋外広告物の誘導をしていきたいというふうに思っております。

我々とする、景観法ができたことによりまして、法律の中で景観というものが取り上げられた。そして、景観というものは大事にしなければいけないぞという理念が生まれた。それで、大事にするためには規制もやむを得ないぞと。こういう理念が生まれたことは非常にありがたいなというふうに私どもは思っております、それを適用するかどうかはまた各自治体に任された、条例で任された内容となりますので、そういう意味では大変ありがたい法律ができたなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長 Dさん、どうぞ。

○D委員 簡単な質問ですが、このボードフォンという看板は成功した実例ですか。それがいいとされたことですか。ちょっとわからなかったのです。

それで、その中にはよく日本で目立つのは外側につけられているエアコンの機械であったり、パイプが建物の表に出たり、水道関係のことであったり、あるいはガスのメーターであったり。海外の条例には大抵そうしたものは格子で隠しなさいとか、表に出せないようになっているんですが、そんな考えは取り組んでいますか。

○金沢市 先の質問でボードフォンの件なんです、確かに我々の方では、先ほど申しましたようにデザインとか色彩についても広告物を誘導しております、金沢市内に支店を設けますボードフォンについては、これは逆に赤地がメインで白のマークということでボードフォンは全国展開しております、これを白地に赤のマークに変えていただいたという事例でございます。京都市さんも実を言うと、京都の支店もそういう形になっているとは聞いております。これが京都と金沢だけというふうにボードフォンからは聞いております。

それと、先ほどの水道メーターとかいろいろな設備機械が外側に出ていて、そういうものを隠すような工夫をしているかどうかということですが、確かに我々の方でこまちなみの区域に指定しているところとか、そのような区域指定をしているところについては、それを隠すような外構修景み

たいなところに助成をしております。

○委員長 もし、委員会終了後お時間あったら、その場所を我々午前中見えていますので、案内していただくとよろしいかなと思いますので。

○D委員 ごめんなさい。

○委員長 さて、そこで少し後半の部に入りながら、また当然ながら金沢の現地で開催しておりますので、金沢の話に行ったり来たりということの審議をしたいと思います。

そこで、国の事務局から後半の部の資料ということでございまして、我々のこれまでの議論を少し交通整理していただいた資料が幾つか出ております。それを踏まえまして、今後何を議論するのかということに徐々に行きたいと思いますので、事務局からご説明よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局 それでは、お手元に事務局の方から資料をご用意させていただいております。

この中で、ここでは絞り込みまして、資料の3と4、それから参考資料の2、参考資料の3をお開きいただければと思ひます。

さて、今回の小委員会でございますが、昨年8月から開催され、ご意見を頂いております。

お手元の参考資料の5の中に今までの流れを1枚つけてございます。この審議会の前身であります歴史的風土審議会より、古都保存法制定30年の段階で、今後の中長期的な課題について、今後の歴史的風土の保存のあり方という形で、当時の内閣総理大臣あて、意見具申を頂いております。その課題を順次解決に向けてご議論をいただいた中で、今般は古都保存行政、この理念というものを今後全国の歴史的な資産を活かすまちづくりにどう展開していくのか。その辺の基本的な認識についていろいろとご意見をちょうだいしたいというのが今回の小委員会の目的でございます。

さて、お手元の資料3でございます。これは第1回、第2回の小委員会でいろいろな自由討議の形でご意見をちょうだいしたものを事務局側で整理をさせていただいたものでございます。

1ページ目は基本的な認識についてご意見を取りまとめさせていただいたもの。2ページ以降については、歴史的な風土と生活との調和に関するご指摘を中心に各委員の方々から頂きましたご意見について、歴史的な風土を活かしたまちづくりの展開方向という形でくくらせていただいたものでございます。

1ページ目でいきますと、歴史への回顧とか美しさというのは、これはもう公益そのものであるというようなご指摘。あるいは、文化戦略という視点が要るだろうという話。あるいは、全国展開と言いつつも各地のいい例をどう活かすかという視点が大事であろうというようなご意見をちょうだいしております。

2ページ目以降につきましては、保存というものの概念整理が必要であること。特に生活との共存という視点が重要であるというようなご指摘をちょうだいしております。

具体的な内容としましては、3ページ目にありますが、歴史的な資産のうち個人の財産であるもの、例えば個人の住宅であればその維持をどうしていくのか。特に経済活動とうまく結びつけないと現実には困難であろうということのご指摘をいただいております。

さらには、4ページ目、5ページ目のところですが、具体的にまず身近なところから行動を起こすべきという意味では、電線の地中化などはどんどん進めるべきであろうというご指摘。さらには、鎌倉の例のように、歴史的風土の中核をなす部分についてはしっかりとした法制度がある、そういうところもしっかりとフォローすべきであるということ。

それから、5ページの下のところでございます。税金だけではなく、どうファンドレージングしていくのか。現実問題としてお金をどう集めるかという工夫も要るだろうと。

最後の6ページでございますが、それぞれの主体がどうそれぞれの役割が果たせ、またそれがどう連携していったらいいのか。この辺についてさまざまご指摘を頂いたところでございます。

さて、こういったことを踏まえまして、お手元の資料4をお開きいただければと思います。

それぞれの委員のご指摘を踏まえまして、私ども事務局の方で本日以降の議論用に取りまとめさせていただきますのでございます。

問題認識といたしまして、歴史や文化を活かしたまちづくりは、この金沢を初めさまざまな都市で試みられております。また、現下の政策課題ということで、国においても、現在の都市再生あるいは地域再生、あるいは観光立国といったさまざまな場面で歴史的な資産をどうまちづくりに活かすかという議論をさせていただいているところがございます。

ここで、今回は改めてこういったさまざまな状況認識の中で、なぜ古都保存行政の理念の全国展開、これを今現時の社会経済情勢にあって、なぜ大事なのだろうかというところの基本認識を整理をしていきたいということで、このメモを用意させていただきました。

前回の鎌倉、きょうの金沢、それから1回目、2回目のご議論をもとに、皆様方からご示唆をいただければということでございます。

かいつまんでポイントだけお話し申し上げます。

1番目は、古都保存行政の理念、この意義と成果を端的にまとめてあります。ポイントは4つあります。

1点目は、古都保存行政の目的。ここにありますように、歴史的な風土というものが最終的には固有の文化的資産であり、将来に継承すべき大事なものであるということがうたわれているところ

です。

ポイントの2点目です。守るべき対象は何なのかということの定義です。ここには、歴史的な意義を有する建築物だけでなく、周りに残るいわゆる自然的な環境、山並みだけでなく、それらが一体となった美しさというものが京都や奈良の美しさであろうということがうたわれて、これが法制上は歴史的風土という言葉の定義となっております。

3点目は、これを守るために実際には面的に広く土地利用規制をかけさせていただいて、場合によっては土地の買い取りも辞さずという強い姿勢で臨んでいる限定的かつ強力な手法であるということ。

4点目は、その成果でございますが、1回目、2回目の小委員会資料で提示させていただきましように、さまざまな評価をさせていただいているところでございます。

さて、1ページの下段の2番目でございます。古都以外の都市においても歴史的な風土をどうまちづくりに活かすかという視点で、さまざまな動きがございます。先ほどの古都法の中で出てまいります歴史的風土という定義を日本全国に考えてみますと、実は同じような大事なところがたくさんあると。建物だけでなく、また山並みだけでなく、両方があることで日本らしい美しさというものなんだろうという部分がそれぞれにあるんだろうと。

もう1枚おめくりいただきますと、そういったものに対して、近年ではそれぞれ国民の意識としても非常に認識が高まっているということ。また、地方公共団体や国の方からもさまざまな動きがございます。そういった動きの中で歴史的な資産をどう活用していくのか、残していくのかということは一つのキーワードになってきているという認識がございます。

こういった状況を踏まえまして、3番目、今回ご議論いただきたい中心でございます。なぜ、古都保存行政の理念というものが、当審議会として、古都以外のまちづくりでも大事なのかということとをぜひ総合的、統括的にいろいろなご示唆をいただければというところでございます。

(1) 現下の状況認識は、キーワードで書かせていただきましたが、歴史あるいは文化に絡むような前提となる条件がたくさんございます。

こういった中で、(2)でございますが、事務局であえてご意見などちょうだいしたものをもとに整理を4点にさせていただいております。歴史的資産の価値というものが最近やはり高まってきている。これは各委員からもご指摘がございましたが、価値を再認識することで今まで何でもないと思えたものが実は大事なものであるという認識や評価が高まっているんだろう。2点目は、歴史とか文化というものについては議論の余地なく共通認識としてスタートラインに立ちやすい。物事を進めるときのベースになり得るであろうということ。3点目については、そのベースに立った

上で地域のまちづくりを進めていくということは、まちづくりの指針としてぶれない柱になり得るだろうということ。4点目は、国家的な文化戦略とまとめました。地域、地域のまちづくりであっても国の総体として見たときに将来に残るまちづくりになり、ひいては世界における文化的な相互理解などを進める上での日本らしさというものの源になるのではないかと。一つの源になるのではないかと整理でございます。

そんなことが(3)でございますが、最終的な期待される結果・目指すべき姿というものの実現に向けてやるべきではないのかという一つの整理でございます。

ご参考までに、この議論を深めていただくために参考資料2と参考資料3を用意させていただきました。かいつまんでご説明をさせていただきます。

参考資料2がA4の横長のものがございます。

1ページ目は、古都保存法のおさらいでございます。右の下にポンチ絵がついてございますが、歴史的風土は建物と自然的環境が総体となっている美しさであるということでございます。

2ページ目でございますが、この法律、昭和41年にできましたときに、国として重要な我が国の往時の政治文化の中心地、ここに限定して適用するというので現在に至っておりますが、その左側、黄色い四角のところのように、この審議会の前身でございます歴史的風土審議会が約40年近く前に一定の整理がなされまして、それを受け、現在10都市が古都に指定されている状況になっております。

さて、これを進める上で、第1回目、第2回目で各委員からいろいろご指摘があった、そもそも保存して残すということと生活との調和をどう考えるのかというところの基本認識の整理のために3ページ目、4ページ目、大変稚拙な資料ではございますが、準備をさせていただいております。

3ページ目の資料は、歴史的・文化的資産というものの価値をどう考えるかというものの概念の整理をさせていただいたものです。

この枠にあります、使用価値と非使用価値という切り口で分けさせていただいております。直接、例えば建物などに住んで利用するという価値を使用価値としたときに、そのものが持つ存在することによる歴史的・文化的、あるいは精神的な価値、芸術的な価値。こういったものはなかなか金銭的価値に置きにくいものではございますが、こういった総体が資産の価値にあるのだろうと。その際、直接的な使用価値とこの中がございますが、それらが年代を経てだんだん老朽化し、時間とともに価値が減ってきたときに、この資産を総体としてどう再評価をして残していくのか。この辺に歴史的・文化的資産の価値をどう評価し残していくかというところの難しさがあるという表でございます。

4ページをお開きください。少し具体のお話をさせていただきます。

古都保存法の場合で守るべき対象は、歴史的な建造物と、その周囲の山並みや川といった自然物の2つに要素が分かれます。左側、歴史的建造物等とございますが、いろいろな切り口の整理の方法がある中で、ここでは議論をわかりやすくするため保存と保全という切り口で整理をさせていただきました。

ここで言う保存とは、価値を評価し現状のまま残していくというものを保存。それから、価値を尊重しつつも現代に適合するように場合によっては手を加えていくこともよしと。メンテナンスをしていく。これを保全という切り口であえて整理をさせていただいております。

こうしますと、建物の場合にはやはり個別、個別でいろいろなケースが考えられ難しいということが大変よくわかりました。例えば保存の場合、存在価値、そこにある価値というものが評価されますが、なかなか内部を、例えば建物であれば改修をするということが難しくなるとすると、住み続けていくための使用価値というものが減少していってしまう。この辺が現実には個人のお宅などの場合にどうするか。一方、保全という場合にはその逆になります。改修で利用価値が回復しても存在価値そのものが内装などを変えてしまった場合に、あるいは工法そのものが残すべき価値を持っているという場合にどうするのかという現状があって難しい問題になってまいります。

もう一方の自然的環境の方は、はっきりと分かれます。一つは、古都保存法の保存のベースにもなるものですが、周辺の山並みの地形はいじらない。これはこの概念の整理でいきますと、保存という概念になります。一方で、山並みの上に生えている樹木については適切に手を入れていかないと山が荒れていってしまう。これについては一定の間隔で人が手を加えていかなければいけないという整理になっているところでございます。

往々にして現在の古都保存法は保存という概念が非常に強過ぎたために手を加えて管理をしていくというところが薄れがちなんですが、実際には両方の概念が入っているという整理です。ただ、これですと余りにも漠然としておりますので、5ページ以降、具体の古都の例でお示ししたものがございます。

5ページ目は明日香村でございます。イメージ図を左の方にかかせていただいておりますが、西暦500年代の終わりから600年代の終わりまで約100年間近くにわたり、こちらで宮が営まれた地域ということで、全村至るところに地下には埋蔵文化財がございます。また、古墳などもございます。さらに万葉集などに歌われました由緒ある飛鳥川、そのほかの地形、地物もございます。そういったものとともに、現在も人々が生活され、さらにその生活のベースになります田園風景が広がっている。これらの一体が明日香村の歴史的風土であり美しさであるという認識から、ここで明日香村

の歴史風土を残すというのは、文化財や地形物には手をつけないということ、2番目には田園風景はできるだけ残す。さらに3番目に、その上に営まれる家屋について一定程度のデザインの統一をさせていただく。これが歴史風土の保存の基本的考え方になっております。

お手元の資料の8ページの右下に明日香村におけます建物のデザインの参考例を載せさせていただいています。この絵は明日香村が地元の方々にお配りしているパンフレットに載っている絵ですが、先ほど金沢市にご案内いただいた伝統的建造物保存地区などと異なりまして、屋根は瓦、壁はできれば真壁づくりの白壁が望ましいという程度の非常に緩やかな規制で、個々を見ると実はそれほど歴史的な価値を有する建物、古いものはないんですが、総体としてはほどよく明日香村としての風土は維持されているという状況になっております。

もう一つの例が10ページ。昨年11月にごらんいただきました鎌倉の例です。鎌倉は京都、奈良と異なりまして、まちなかに古い建物がほとんど残っておりません。一方で、歴史的な価値がどこにあるかといいますと、当時の鎌倉幕府が築いた周辺の山並み、鎌倉城と呼ばれておりますが、その緑そのものが歴史的な資産になっている。こんなことから、鎌倉での保存の考え方が上の枠の2つ、旧市街地を取り囲んでいる山丘が鎌倉城になります。これには手をつけないということ。そして2番目には、それらが見望できるように眺望を市内から確保することが保存の基本的な考え方になっているところがございます。

さて、もう一つの参考資料3の方は現行の仕組みをまとめさせていただいたものでございます。先ほど来、話題に出ておりました景観法は1ページ目に記述をさせていただいております。こういった法的な仕組みというものも歴史的な資産を残す上では、徐々にではありますが相当充実をきてきているということ。それから、8ページ、9ページ以降はそういう歴史的な資産を保全あるいは再生していくための事業手法というものも近年非常に充実しているということの資料になっております。

それから、11ページ以降は前回、前々回ご指摘がございました電線の地中化関係です。11ページにありますように、確かに日本は海外と比べて依然として立ちおくれた状況にございますが、12ページ、13ページにございますように、現在は電線の地中化ではなく、無電柱化という言い方で計画的な整備に着手しようということで準備が進められているところがございます。

それから、14ページ、15ページはファンドレイジングの話がございました。2つ事例を書かせていただいております。

14ページの方は、前回ご視察いただいた鎌倉市が出しました公募債の関係です。これは地方債の一種ですが、事業を限定して地方債を発行することができることになっております。鎌倉の場合

には、広町緑地という具体的な緑地の買い取りに20億の発行をしたものでございます。

また、15ページでございますが、これは公共団体の債務ではなく、地元の方々が企業なり、あるいは自治体とともにまちづくりのための公益信託あるいは公益法人というものをつくられたときに、民間都市機構を通じまして国の助成金を導入できる仕組み。これが今年度から動き始めております。

こんなような形で、徐々にではございますが、歴史的な資産を活用したまちづくりに対する支援措置というものがそろってきている状況でございます。

そこで、きょうのご議論はこういった状況も踏まえて、改めて総合的、統合的にとらえたときに歴史的な資産を活用したまちづくりはなぜ必要なのか、あるいはいかにあるべきなのかというところについていろいろとご示唆をいただければと考えるところでございます。

また、なお参考資料の今の続きで16ページ、17ページのところには、具体の一つの参考例として、また萩の事例を掲載させていただいております。

萩市では、萩まちじゅう博物館構想を進められておりますが、この条例の前文のところを抜粋させていただきます。萩に住んでよかった、ついでに住みかにしてよかったというようなことが日々実感できるような、というように、住民が主体であるということをはっきりとうたわれた非常によい事例というんでしょうか、わかりやすい思想があらわれた条文の前文になり、それを実現するために17ページの下段左側ですが、いろいろなことを統合的にシステム化されて行政と市民と民間企業、また運営主体であるまち博のNPOなどとの連携などを進める施策を打たれております。こういったものが一つの参考になろうかと思えます。

以上雑駁でございますが、なかなか資産の個別の問題として見ると、守るべき歴史的な資産の多くが個人の資産になっております。それを公益というんでしょうか、各種施策の前提となる公益性、公共性というもののバランスをどうとりながら進めるのかと。この辺に施策の実際の難しさがあるわけでございますが、まずきょうはこういった個別の事例などを念頭に置きつつ、それらを改めて組み立て直して総合的、統合的な観点から現時の社会情勢にかんがみて、古都で行われてまいりました行政の理念、こういったものをどう今後の各都市のまちづくりに活かしていくべきか。また、なぜ活かす必要があるのか。その辺につきまして、いろいろとお知恵をいただければと思えます。

よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

では、残りの時間を有効に使うために、まず最初に今後の流れでございますが、本来事務局から説明することですが、私の方から。資料5をおあけいただきたいと思えます。

本日の会議の位置づけでございますけれども、第3回の小委員会ということでございまして、古都保存対象ではなかった歴史的な町並みについて取り組んでいる先進都市ということで、金沢市に現在お邪魔しております。本日の段階の議論は、やはりこういう現地の先進的な取り組みを踏まえて自由闊達にご議論いただくということによろしいのかなと。次回以降、3月から4月となっておりますが、我々の役目が部会に報告しなければいけないものですから、4回目から、あと2回程度がそのための絞り込みと報告のための議論ということになりまして、本日の段階はまだ自由闊達な意見討論ということによろしいかなと思います。

それから、終了時間がございまして、やはり金沢市のさまざまな取り組み、皆さん触発されて大分第1部、前半の部分でかなり意見が多かったものですから、終了時間、一応15時ということになっておりますが、各委員さんでお帰りの飛行機、列車のことがあると思いますので、10分ぐらいは延長可能ですか。難しいですか。各委員さんのご都合を率直に伺っておきたいんですが。大丈夫ですか。

では、15時10分ぐらいで終了ということで。F委員さん、大丈夫ですか。

○F委員 厳しいです。

○委員長 15時で一応中断します。

では、そういうことで、なるべく3時ぐらいまでをめぐりに集約しまして、場合によっては意見の進行で少し延ばすかもしれないということをお願いしたいと思います。

それから、本日はこれまでの議論をもとに、資料3、それから参考資料6ということで、我々各委員の発言を事務局として整理していただいております。いろいろと大変だったと思いますがありがとうございます。

それから、本来のこの審議会そのものの位置づけは何かということでございまして、参考資料5ということで、もともとの審議の発端は平成10年の歴史的風土審議会の意見具申であるということで、約10年前の議論を踏まえて、その後、歴史的な町並みの保存、再生は大変持続的な取り組みが必要なわけでございますが、我々の審議会も持続的に取り組むということでゆっくりゆっくり着実に進めるということでございまして、この間、従来の古都指定の定義に基づいた新規指定として大津市。それから、既に指定されている都市のいろんな取り組みということで明日香について議論してきたということで、これからいよいよ古都保存行政そのものの全国展開ということがこの小委員会の役目ですから、やはり議論の焦点は既に古都に指定されている主に飛鳥時代、奈良、京都、鎌倉という広い意味では4地域以外の従来の古都保存行政の対象でなかった地域に対して、今度、理念の全国展開を議論するということになっておりますので、そちらを主眼に議論していいのかな

と考えております。

そこで、参考資料2の中にでも13ページに、現在の小泉内閣になってからの都市再生プロジェクトの中で、ちょうどきょうお邪魔している金沢市、また萩市含めて歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり、そういう観点で国として既に従来 of 古都保存行政対象ではなかった地域に対して、やはり国として政策的に検討し始めているというのが一つございます。ですから、そういう中で我々は第1回目の小委員会でも国土交通省都市・地域整備局長さんが幅広く議論していただいて結構ですということをお願いしておりますので、そういう前提で引き続き、特に古都保存対象には従来なっていなかった非常に歴史的資産を持つ地域において、まちづくりと歴史を活かした都市再生とかそういう観点についてさらにいろいろ意見交換、また質疑応答をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

きょうはですからまだ集約はいたしませんので、どうぞ安心してご議論いただければと思ひます。

では、どうぞお願ひします。

○A委員 先ほど出ました無電柱化のことなんですけれども、歴史的景観地区における無電柱化をさらに促進するためにいろいろな取り組みはされているんですけれども、私は今のスキームではちょっと難しいなと思ひておひます。

今のスキームというのはあくまで地方自治体の負担、それから地元電力あるいはN T Tさんの負担で、国の補助があつてというやり方ですけれども、私はこの伝建地区ですとか、こういう歴史的なたたずまいのところの電線地中化に関してはもっと今のスキームから変えて、国の補助率を上げるというぐらいのことが何かできないのかなど。今、地方自治体はなかなか財政的にも厳しいところが多くて、幾ら国で予算を取っていただいても結構できなくて返したり、裏負担が足りないから返したりしているんですよ。

そればかりの財政的なことだけが無電柱化の問題点ではないと思ひますけれども、しかしこの問題は非常に大きいですから、ちょっと今のスキームの中で幾ら予算をふやしていただいても結局はなかなか実施できないということではもったいないと思ひておひまして、ぜひ特に古都保存のところであるとか歴史的伝統地区に関してだけは何か別の無電柱化に対する枠組みをつくっていただきたいというふうに、これは要望でございます。

○委員長 実はきょう用意していた資料の中の無電柱化の、世界で比較して明らかにおくれているのは事実なんです。これについては何か事務局として、今のご指摘に対してお答えにくい部分もあるかもしれませんが、お答えできる範囲でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局 今のお手元に配らせていただいた資料3でございます。進捗状況としては確かにおくれ
ており、現在は第1次、第2次、第3次、そして第4次を踏まえて無電柱化推進計画に入っている
というところ。いろいろな議論がなされております。今、A委員からご指摘があったように、
国の補助率の問題もあろうかと思いますが、基本的にはもう既に電柱が建ってしまっているところ
を中に入れるという難しさに尽きるようでございます。

その中で、例えば最初の地中化の部分、お金がかかったとしても、相当なお金がかかるんですが、
技術改革をしながら含めたときにも、後でそこに各家庭、家庭がつなぐ場合、その費用というも
のがまた別途発生いたします。そこは各個人の敷地の中ということであるとすると、何らかの形で
個人のお宅それぞれにもまた費用負担が発生し、それは個人の負担になるのか、あるいは電力料金
に反映させるのか、その辺非常に難しいというふうに聞いております。

そのため徐々にではありますが、歴史的景観地区、今までは割と人の集まる中心市街地などしか
できなかったものを少し面的に何か広げられないのかということで、いろいろ議論をしながら広げ
ているという現状です。

ちなみに、古都保存法の対象になります歴史的風土保存区域の中では、土地の買い入れだけでな
く、保存のための施設整備も可能になっておりまして、ここには従来より電線の地中化が事業とし
て補助メニューに入っております。補助率は2分の1。さらにはその裏側に地方債が打て、交付
税が入りということですから、こんな仕組みも活用しながら、徐々にではありますが大事なところ
からやっていくと、こういう状況なのかなというところ。です。

○委員長 ではどうぞ、E委員さん。

○E委員 別の話題でいいですか。

○委員長 どうぞ。

○E委員 前半ちょっと遠慮して言わなかったのも、後半ちょっと時間もらおうと思ったら余り時
間がなくなりましたので、テープとっていますね。ちょっと聞き取れないかも。早口でばつと言
います。

論点は2ページ目の3、なぜ今「古都保存」云々か。

まず、現下の状況認識。ここで既にかなり違和感があります。こういうことを古都保存している
人で考えている人はほとんどいないと思う。金沢だって、人口減少社会だから掘り割りを守りま
しょう、そんなこと絶対考えてないはずだから。これはいささかお上の発想で、こういうことではな
くて、全国にとっても大事なものでまだ放置されているものがたくさんある。これが減びようとして
いる。だから今必要なんだという認識が大事だと思うんですよ。

2番目のポイントとして、それならばなぜ減びかけているのかということについて、捨て去ったとさっき助役さん言われたけれども、本当にそうなのか。これが現状認識の一番大事なところで、まず3つあると思うんですけれども、捨て去ったのか、あるいは維持できなくなったのか、あるいは奪い取られたのか。例えば地上げ屋さんなんかに奪い取られたのか。それによって対応が違うわけだから、この三つの中のどれなのか。それぞれに対してどういう対策を打つんだということがかなり大事だと思います。1番目のところはそういう状況認識をしっかり固める必要があるんじゃないか。

2番目、理念の全国展開。これについて、歴史的文化資産の1番はいいとしましょう。2番目の「○国民が共有できる共通認識」。これを強調するのはまずいと思います。共有できないんですよ。東京の人は東京人が日本のことをみんなわかっていると思うんだけど、例えば津軽の持っているもの、あるいは庄内の持っているもの、琉球の持っているもの、瀬戸内、ほとんどわかっていないです。庄内は庄内でこれを守りたい、津軽は津軽でこれを守りたいというものがあります。これが、東京の視点で見て国民の共通意識になっているとは限りません。しかし、そこに値打ちがあるんだということを考えていただかないといけない。東京人に理解できるものだけを守ることになったら非常にまずい。現実そうなりつつあるところがかなりありますから。

例えば余り言わないけれども、ある地方の将来を大きく左右する大事な審議会で、東京人である私に理解できないことを言う地方の人の言うことは云々かんぬんという発言をされた女性の非常に有力な委員さんがおられましたけれども、もう置いておきましょう。

とにかく「共通認識」を強調すると、東京人の理解できることしかやらないということになりかねないので、共通認識は余り強調されない方がいいんじゃないだろうか。特にそのところの「心のふるさと」なんていうのはいかにも東京的発想。心のふるさとじゃないんですよ。私たちにとっては生活の場なんです。そのところを十分認識してやっていただかないと、かなり間違えるんじゃないだろうか。

それから、その次にある「国家的文化戦略」。この言葉には僕は決定的にこだわります。やめてほしいという感じがします。文化というのは国家が戦略で決めるものじゃないんですね。こんなことをやると、例えばナチの大ドイツ主義だとか、あるいは社会主義リアリズムだとか、あんな連想があるので、これはやめてほしい。

ついでに言うと、前の方に「国土愛」なんていうことを書いてありますけど、これも、民間の市民ならともかく権力者が言うべきことではないと思う。

これは置いておいて、全体をひっくるめて、新しいスキームのあり方というのが、お上主導で命

令によってこれをすべし、これすべからずということでは解決できる問題ではない部分はかなりあると思います。それに対してどういうスキームをつくるのか。多分民間と民間の間で、NPOでもいいし、あるいは地上げ屋さんも含める場合もあるかもしれないけれども、オーナー、地権者、民間と民間との間で問題を解決するスキームを考えてあげる。このためには、例えば話し合いの場をつくる。これはすごく難しく、普通の民間人は一部のコワモテの地上げさんと話しするなんて怖くてできません。そんなんじゃないで、誰とでも自由に怖くなく話をできる場をつくってあげるだけでも、かなりいろんなことがよくなるだろうと。

それにプラスをして、それに対して例えばいろんな分析をしてあげる。こうしたらあなになりますよという細かい分析は、これも民間ではできませんから。あるいは、それに対してある程度判断材料を提供してあげる。これは世界の例ではこうだというような情報を出してあげる。そういうふうなスキームを民間同士で民対民で問題を解決しやすくなるようなスキームをつくってあげる。それが大事だと思う。

今までみたいにこっちの話を聞いて、こっちの話を聞いて、結局最後はこうなさいと命令をする。これではだめだと思います。ましていわんや、これすべし、あれすべしと全部条文なんかで決められるはずないんだから。

現実に今まで成功しているところは、明日香にしても金沢にしてもどこにしても、実質的にはそういう民間といろいろな対話をうまく重ねながらやってきたところであるだろうと思うので、いわば命令的立場をやめて、民間同士で解決をするアシストを行政がどうしてあげるか。そういうことを考えるようなスキームをつくっていただければ非常に結構かと思います。

長くなって失礼しました。

○委員長 ありがとうございます。国家権力をお持ちの事務局としては、どなたがお答えになりますでしょうか。

○高梨審議官 今までいろいろご意見をいただいていたのを、これから我々として小委員会としての報告を受けて何をやっていくかというのをそろそろ考えていくときに来たかなということで、きょうその際に、やはり議論の方向性について基本的な認識と申しますか、そういうものを自由なご議論をしておいていただいた方がいいのではないかと申すことで、きょうの素材を準備させていただきました。

これは私の個人的な意見になってしまうかもしれませんが、今、E先生おっしゃったように、要は国が何をすべきかという点で、民との関係と、あと国と地方公共団体の関係と両方の中で、国はどのような立場に立ってこれからこの問題に取り組んでいくのかというところは大きな議論のポイ

ントではないかというふうに考えておりました。ということで、少し上の方から振りかぶったような論点の整理をさせていただいておりますけれども、その一方でやはり地域の取り組みといいますか、そういうものを重視していくべきであるという今のE先生のお話が、私も市の助役をやらせていただいた経験からいきますと非常によくわかる視点でございますので、ぜひそういう視点も含めていろいろご議論をいただければありがたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○委員長 では、D委員さん。

○D委員 先ほどの保全と保存の話聞いてわかりましたが、私はそれだけじゃ足りないと思っています。だから3つのくくりにして、やっぱり修復を加えないと。ちょっとだけ手を入れて直すものではなくて、特に国の袋小路をやってきた部分をもう一度自然に取り戻さなければならない状況のものがやっぱりあると思います。個人の持つものとか民間側の努力だけでは解決つかないものが。国としても、例えば10年前に間違っちゃったとか、当時はよかったことかもしれないけど今は合わなくなったとか、それが本当に修正できる仕組みにならないと、なかなか日本の美しさを取り戻しにくいところがあると思うんです。

例えば小布施を例にしますと、隣の山が雁田山ですが、半分も枯れてしまっているんです。というのはコンクリートを取るために30年前ぐらいから山を削って、すごく美しいところの隣にそれだけ醜いものがあるというのがすごく残念なことですし、それをじゃ取り戻そうと思っても国レベルでこのままじゃ困るといことがない変わらない。あるいは国土交通省さんが管理する川の堤防の中にコンクリートの会社が運営されているとか、そういうところはいいのか悪いのか。昔、子供たちが川に遊んでいたところが、結局インダストリーを優先する時代があったわけですが、いつまでもそんな時代なのかということ。だから、できれば修復のことを、例えば電柱もそうですし、一つの本当に別枠にするほどの大きなことだと思いますけど。

○委員長 ありがとうございます。

では、F委員さん。

○F委員 今、各基礎自治体といいますか、地方でいろいろ、やっているんでありますが、例えば史跡とか、これも大変なお金をかけてやるんですが、これはさっきのどちらかということ保存なんです。伝建も保存なんです。基本的に、今やっと、今まではお金をもらって補助金もらった建物は収益になるような事業は絶対にだめだった。ほとんどだめだった。初めそんな感じだったんですが、今はそんなことはありません。少し変わりました。しかしそれはあくまでもそれぞれの単体としての建物であり、たかだか町並みなんです。たかだか史跡の地域だけなんです。それを全体に例

えば古都保存のように、例えば周辺の緑とか全体像をとらえてどうこうということはやっていないんですね。だからやるとしたら、まさに金沢さんみたいに地方自治体がしっかりしていて広告の規制もやったり、あるいは景観も条例をつくったり、いろんなことを総合的にやれるところはいいんですけども、多くの全国のまちというのはそんな力がないんです。私どももほとんど力がない。だから、単体としての建物とか、あるいは史跡とか、こういったものは一生懸命やって、何となく保存だけをやってきたけれども、それを全体として総合的に、では周辺の三方を山に囲まれた山の緑を守っていこうとか、みんなは言うんだけど、結局条例もうまくつくり切れないとか、そういった話。

だから、こういったような古都保存の規制もあるし改良もあるし、こういったようなこと、手厚い総合的な体系があるところのもの、これは限定された地域だけれども、もしこの手法が、あるいはこの理念が考え方が全国のそういった今一生懸命やろうとするところに及べば、今既に史跡とか伝建とかいろんなものを作って、それで今私ども例えば史跡とか伝建でも、もう伝建だけのお金というのはほんのわずかしかないから、例えば歴道という道路局の予算をもらったり、町並みの環境整備のお金をもらったりして何とかやっているわけでありまして、それに一生懸命景観の条例、今景観法ができましたから、これも一つ体系化できますけれども、こういったようなことを何か総合的に理念を持って臨むことは、地方の行政をやっている立場から言いますと本当にこれはすごいな、ありがたいなと、こんなことがあったら本当は楽だろうなと。

今、Eさんおっしゃったように、もう少しベースで民間の話、これも今全国、民間の予算も動いています。私どものまちでも定年退職したら上場法人の部長や課長をやった人たちがボランティアでやっているんですね。だから、随分変わりつつある。変わりつつありますけれども、そこはそうだと言ってもまだまだ彼らがすべて仕切って、じゃ基金をつくって何かいろんなことを工夫してお金を集めるというところまではなかなかまだいかない。だから、やはりコーディネーターは行政が担っていく。そしてそれはまさに共同作業でやっていく。そのうちに力がつくだろう。そういう段階なのかな。地方ですよ、田舎の方ですが。倉敷なんかは違うかもしれませんが。

そういうようなことが何かあれば、いやそういう思いで毎回毎回見せてもらって、いやすごいな、本当にこれがこの理念が各地に及べば、さっきおっしゃったように本当に崩れ去っていくようなものが守れるかもしれない。こういう思いであります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

先ほどB委員さんから問いかけがありましたが、実は市の部長さんはもう退席されていますの

で、むしろ多分B委員さんの思いもあると思いますので、ぜひ少し都市計画とか建築のことについてもご意見があればお願いしたいと思います。

○B委員 古都保存法というのは、ある意味では限定的で強力な方法ということだと思います。ですが、今これをもう少し強めるためにも、例えば今Dさんなんかもおっしゃったところですけども、もうちょっと広い都市全体のレベルでの文化的な目標というものがこのあたりで必要になっているのではなからうか。都市とか建築がどうあるべきかについて、もう少し上のレベルを目指そうという取組みを金沢市はしておられる。今市民の参加という問題もありましたし、地域をつくっていく方法は少し変わってきつつあるわけですが、それらの変化をサポートできるように都市計画法、建築基準法の目的の中に、古都法なんかの考えている理念を少し入れたような形にできないんだらうかと思います。具体的な文言としては、例えば歴史的資産というふうな言葉、あるいは歴史的な文化的資産という言葉も古都法の中にありますけれども、歴史的風土とか、こういうふうなキーワードでほかの省庁と余りバッティングしないような形の中で、恐らく国交省さんが取り組まれるべきフィールドというのは非常に大きいんじゃないかという気がするんですね。そこをベースとなる法律の部分をもっときちりある程度広げていただいて、その上に古都法という、ある意味では限定的かもしれませんが、その範囲を今から広げようとしているんだと思いますけれども、その部分がうまく生きるようにできないだらうか。一般の市街地景観と限定された非常にいい歴史的風土とがギャップがあるということではなくて、もう少し連続する土台というものをつくる必要があるんじゃないかなという気がしました。

それからもう一つは、さっきDさんがおっしゃった保存、保全という話がありますが、参考資料2の4ページのところの概念は、恐らくもうちょっとヨーロッパの都市の考え方、あるいは文化遺産の保存の考え方からするともう少し複雑だと思います。リペアとかメンテナンスとかレストレーションとかリハビリテーションとかさまざまなコンセプトがもうちょっときめ細かく入って議論されなければいけないかもしれない。これは恐らく古都保存法の「保存」のコンセプトをもっと広げることにつながるはずでありまして、それがまさに今必要だらうというふうに思っております。

○委員長 ありがとうございます。

では、先に行きますか。

○C委員 B先生が今最後に言われたところです。日本では新しくつくるための法体系というか、建築の場合も、一遍できたものを更新したり、クオリティを上げていくとか修復とかリノベーションとかそういう考え方に立った体系がまだないというか。だからヨーロッパもアメリカも「リ」と

か「レ」がつく言葉が多いですね。リクワリファイとか、イタリア語ではリストウルットウラツィオーネ、リストラクチャリング、そういう本当に「リ」「レ」がたくさんあって、既存の空間の場所のクオリティをどんどん上げていく。現代の状況に合わせていく。そういう概念というか計画手法というか、そういうものをやっぱり開拓しなければいけないんじゃないかと思います。

それから、町並みとか景観の専門家の一人の西村幸夫先生がよく言いますけれども、日本の都市計画というのはやっぱり町並み保存とか歴史的環境の保全とか、そういうものは特殊解としてしか扱ってこなかったということで、金沢市のように先進的にずっと実績を上げていらっしゃるところではまさに都市計画のメインの事業といたしますか、テーマになっていると思うんですけども、一般的には本当にごくごく部分的なことです。ですから結果的には伝建地区はふえてはいますけれども、日本の都市全体からすれば本当に限られたことで、例えば東京なんかだっただけ考えようによっては、こまちなみみたいなものを探そうと思えば結構あるんですよ。でも、そんな発想はほとんどない。ですから、E委員がさっき国家的戦略とか国家とか国民が共有できる共通認識なんていうのはおかしいというご発言があって、私も古都保存行政を一つの経験ベースとして大きく広げていくんだとすれば、もっと地域、もっとそれぞれの地方の固有性とか市民とか住民がつくってきた文化的伝統とか固有性をもっともっと強調し、しかしそれをちゃんと都市計画の中でそれぞれの自治体で位置づけていく。

ヨーロッパのほとんどの国が恐らくそれぞれの都市がマスタープランの中で歴史的ゾーンというのを線引きするという事になっていると思うんですね。イタリアの場合はヒストリックセンターのことをチェントロ・ストリコとって、ほとんど100%の都市がマスタープランの中にそれを持っているわけです。そこは決定的に重要で都市計画の最大のテーマなので、日本でももう少し。

日本では古い建物がそのままそっくり残るというケースは非常に少ないので、緩やかに徹底をしていかなければいけないと思いますが。そういう意味でこまちなみという言い方は大変魅力的で、10年ぐらい前だったでしょうか、全国町並みゼミの大会というのを東京でやったときに、東京でやるんだから少し概念をみんなで議論しようということで、金沢のこまちなみも参考にさせていただきましたし、ミニ町並みとか町並み未満とかいろいろ、町並みなんかは古いものが残ってなくても住民の方々がある歴史的アイデンティティを持ってまちづくりをやっているというような場合はそれもサポートできるようなシステムがあるんじゃないかとか、本当にいろんなことを議論したことを思い出すんですけど、いずれにしても多くのまちがマスタープランの中で歴史的ゾーンを緩やかに考えていけるような方向、つまり日常的な都市計画の中にやっぱりこういうものをぜひぜひ位置づけていただきたいなというふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。

今のご指摘もたしか1回目か2回目に同様にご指摘いただいたと思いますので、ぜひちゃんと議事録はテープでとっているはずですので、よろしくお願いします。

それから、A先生からお話いただいた後、私が最後に発言をして、ちょうど今、私の時計で15時5分ですからそれで一応、審議は尽きないのでありますが、一たん集約して終わりにしたいと思いますが。

A委員さん、よろしくお願いします。

○A委員 歴史的景観、まちづくりの中で、ある程度地域がマスタープランをつくって住民の力でつくっていくというところと、それから私は、やはり国民が共有できる共通認識だとか国家的文化戦略というそういう考え方というのは一つきちっと持っておかないといけないと思うんです。国としてどういうふうに守っていくのかというその視点があったからこそ古都保存法というのができて、古都保存法によって非常にある意味では制限がかけられ、規制が強くなって、ゆえに守られたものもたくさんあったわけですが、しかし非常にやはり近代化ですとか開発だとかというようなものからは非常に不便をかこち、非常にちぐはぐなまちになってしまったとか、あるいは非常に我慢を強いられた部分もあるわけでごさいます。でも、それを我慢させてでも日本の国としてここはやはり規制をかけていくんだという何か大きなそれこそ国家的な戦略、そこまできちっと顕在化したものであったんだから法律になったんだと思うんです。故に、やっぱりそういうものは必要なんじゃないかなと。

今もし古都保存行政の地域概念を今の指定していらっしゃるところ以外でもっといろいろ広げていくということであれば、これはもうちょっと名前から変えていかないと、古都保存という初期の、やっぱり古都保存という名前がついてきたというのは恐らく国として国民が共有できる共通認識の戦略のもとにここはこうするんだというかなり強権的な理念で始まって、だからこそ本当に私は京都ですから京都なんかは道路や建物やあるいは地下鉄や他都市がどんどんとやっていく中で、規制の中では2周も3周もできなかったことによって守られた部分と、しかし規制だけでは守れなかった部分もたくさんあるわけなんですけれども。

何が言いたいかというと、やはり広げていくというようなことであるとするならば、もう一度古都保存の意味合いをもうちょっとしっかりしておかないと、地域住民型、いわゆる自発的にこうするんだというのと、しかしそれとは違って国として国家としてこういうふうを考えていくんだということとはちょっと区別して、あるいは一緒の部分、共通の部分はあってもいいと思うんですけど、やはりちょっと区別して考えていく必要があるのではないかと。

最後の方になっての意見ですが、そんなふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。

次回、前からお話ししていますのは、やはり一つは、せっかくこれだけの委員の方々お集まりいただいていますので、少しまとめてご意見を伺う機会も設けてはどうかというのは前からお話ししていますので、それは引き続き事務局としてもご検討をお願いしたいと思っております。

それから、やはり今回の小委員会の報告の性格でございますが、都市・地域整備局長が第1回小委員会でおっしゃっていたということもありますし、こういうせっかく歴史と文化を語っている審議会ですので、すぐ補助金制度もしくは何かそういうことの裏づけのあることだけを言うためのということに限定しているということでは全くなくて、むしろ我々のこういうまちづくりに関心ある専門家なりNPOなり、それから先進的な取り組みをしている都市なり、いろいろなかかわりを持っている方々が期待していることは、やはり国としての古都保存法40周年、4地域の古都行政について成果があるということはだれしも認めていると思います。その中で、いよいよ次の段階にやはり金沢とか倉敷とか、それに対して国として何らかもう少しいろんな支援のやり方があると思います。それはお金なのか制度なのか、位置づけはわかりません。だけど、やはり日本国として大事な地域があるんだということを言っている時期に来ているんじゃないのかなと。また、それだけの蓄積の取り組みは全国各地にあるんだろうということでありまして、それをどう考えるか。

また最後、それが法制度なのか何かちょっとわかりませんが、ただ一つは、この歴史的風土部会の小委員会で議論されたことは都市計画部会に連動するということは既に今回の諮問と都市計画部会小委員会の発足時から決まっておりますので、例えば河川法の中に環境という言葉が入ったことで随分河川行政は変わりました。確かに河川行政というのは別途裏打ちで直轄河川の費用を持っているということはあるかもしれませんが、ただ、そういうお金のことを求めているのではなくて、やはり基本的政策の考え方とか理念ということが国として、というのはつまり日本国としてこういう政策には持とうということになるのは、それだけでも地方自治体のいろんな政策転換とか地域で民間主導でまちづくりを進めるに当たっても多分大きな支援になると思いますし、それが精神的な支援であれ、当然ながら財政的な支援もあるのが一番望ましいと思いますけれども、ここでは最終的な国として支援策と考えられるかどうかということはさておきとしまして、やはり40周年という節目の中でいよいよ4地域の古都保存行政の成果を踏まえて、新たにやはり国として、それから一方ではヨーロッパの地域ではまたいろんな取り組みをしているわけですので、そういう状況を見ながら、やはり日本の歴史と文化をプライドを持って進めていくということに対する何か一つの提言をつくれればいいのかと思いますので、ぜひ事務局方から国家権力を執行するという重

要な、お持ちと同時に、今まで随分具体的ないろんな示唆をいただいていると思いますので、ぜひ少したたき台をつくりながら、一方では、ちょっと時間がございますので、各委員の方々にもたたき台のまたたたき台の素案ぐらいのときにぜひいろいろお知恵をいただきまして、次回の、もう時間も迫っていますので本来事務局が発言するのを全部お話ししますが、今回は東京開催予定でということで別途日程調整も行くと思いますが、その間に今言った4回目の持ち方についての検討をしていただいて、なるべく各委員にまたそれを、いきなり開催通知が来るのではなくて、いろいろ事前にご相談してほしいと思います。

私としましては、ぜひ少しまとまってお1人15分間ぐらいでもいいと思うんですが、ぜひ少し参考資料の提供をお願いして、例えばB委員さんは文化財行政にそのものをタッチされていた経験のある学者ということでは日本では数少ない方でありまして、C先生はもうご存じのとおりヨーロッパの都市については日本では一番ご存じでありますし、Dさん自身はやはりそういう目で見て日本文化を理解しながら日本に今現在実施されていますし、またEさんも言うまでもなくということになりますので、ちょっと全員から何うのは時間的に難しいかもしれませんが、ぜひ何名かの方から少しまとまってご意見をいただきながら、その論点をさらに深めていくということもちょっと工夫していただくということで、個別にどうするかはまた調整してほしいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。何か一言。

○D委員 越澤さんの意見も入れてほしいです。

○委員長 ということで、どこかで私もちょっと自分なりに少し。一応交通整理は主たる役目としてはありますが、じゃ10分ぐらいいただきたいと思います。

そこで、ともかく私としてはたまたま少しこういう審議会にかかわったこともありますので、ぜひ行政としてのめないことを我々の委員が発言しても仕方ありませんので、じわじわと国の方にこういう審議会の意見、報告をぜひ取り入れてほしいということで、ぜひじわりじわりと誘導していくというのが私の役目だと思っておりますが、かなり幾つか重要な論点は既に出ていると思いますので、どこかで事務局の方々も少し、ルビコン川を飛び越えていただくということほど大げさな決断はなくても多分できると思いますので、3人の方は全員、助役経験者でございますから、地方行政も精通しておりますので、ぜひそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

もう時間ぎりぎりですので、F委員さんどうぞ。資料は全部事務局がすべて発送とかやってくれると思いますので。あと一、二分何か最後締めでもしございましたら、課長もしくは室長ありましたら。

○公園緑地課長 本日はお忙しいところ、また金沢までご視察も含めて大変ありがとうございます

た。いつもながらそれぞれお邪魔しました都市がすばらしい取り組みをされておりまして、私どもの不手際で、どうも審議の時間が不十分になってしまいまして申しわけございません。越澤委員長からお話がありましたように、次回からはまとめに向けました委員会となりますので、是非、忌憚のないご意見、取りまとめに向けての積極的なご指導をお願いしたいと思います。

この委員会、先ほどからもご意見が出ておりますが、私どもも決してこれまでの古都保存行政のスキームを上から全国に展開するための小委員会をお願いしているというつもりは全くございません。そういった理念を全国に各都市が繰り広げていただくためにはどういったことをこれから行政は考えるべきかというふうに認識しておりますので、どうぞ今後ともご指導のほどよろしく願います。

簡単ですが、お礼とごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 恐縮ですが、資料がたくさんございますので、机の上に置いていただければこちらで郵送いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 では、以上ですべてをきょう審議終了ということで、金沢市、石川県庁の方、皆さん本当にどうもありがとうございました。また、マスコミの方々もどうもご拝聴いただきまして。マスコミの立場からいろいろまたご意見、ご発言というのを事務局にお寄せいただけましたら、我々の審議の参考にしたいと思います。よろしく。

どうも本日はありがとうございました。